

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 4 月 2 2 日

上尾市公平委員会委員長 根 岸 遼

上尾市公平委員会規則第 2 号

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての審査請求に関する規則（昭和 4 1 年上尾市公平委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の 2 第 2 項を次のように改める。

- 2 前項の場合において、文書の送付を受けるべき者の所在が知れないときその他文書を送付することができないときは、公平委員会が当該文書を保管し、いつでもその送付を受けるべき者に交付する旨又はその内容の要旨を公示することをもって文書の送付に代えることができる。この場合においては、その公示をした日から起算して 1 4 日を経過した日に当該文書の送付があったものとみなす。

第 9 条の 2 第 3 項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の不利益処分についての審査請求に関する規則第 9 条の 2 第 2 項の規定は、この規則の施行の日以後にする公示について適用し、同日前にした公示については、なお従前の例による。